

## 第40号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年2月27日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成12年多摩市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第47条第2項」を「第47条第3項」に改める。

第10条中「第50条」を「第50条第1項」に、「同条各号に定める規定を適用する場合において、読み替えられたこれらの号に規定する」を「居宅介護サービス費等の額の特例として」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第50条第2項の規定により居宅介護サービス費等の額の特例として市が定める割合は、規則で定める。

第12条中「第59条第2項」を「第59条第3項」に改める。

第13条中「第60条」を「第60条第1項」に、「同条各号に定める規定を適用する場合において、読み替えられたこれらの号に規定する」を「介護予防サービス費等の額の特例として」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第60条第2項の規定により介護予防サービス費等の額の特例として市が定める割合は、規則で定める。

第14条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「24,500円」を「25,900円」に改め、同項第2号中「32,700円」を「34,600円」に改め、同項第3号中「40,900円」を「43,200円」に改め、同項第4号中「46,400円」を「49,000円」に改め、同項第5号中「54,600円」を「57,700円」に改め、同項第6号中「60,000円」を「64,600円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第3

5条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「68,200円」を「73,800円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「73,700円」を「80,200円」に改め、同号ア中「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「81,900円」を「89,100円」に改め、同号ア中「290万円以上」を「300万円以上」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「90,000円」を「97,800円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「101,000円」を「109,900円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「109,200円」を「135,500円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 118,200円

ア 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 126,900円

ア 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第14条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「21,800円」を「23,000円」に改める。

第16条第3項中「第14条第6号イ」を「第14条第1項第6号イ」に、

「若しくは第12号」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号」に、  
「第14条第6号から第12号まで」を「第14条第1項第6号から第14号  
まで」に改める。

第26条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第2条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条及び第16条第3項の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第26条の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。